

## 5 1 ~ 4 を反映したモデルケース試算

住民税は均等割加算後。一定の社会保険料が控除されています。(単位:円)

### ケース1 独身者



給与収入	18年度・分(定率減税廃止前)			19年度・分(定率減税廃止後)			負担増減額
	住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計	
300万円	63,600	111,600	175,200	130,500	62,000	192,500	17,300
500万円	154,700	232,200	386,900	264,500	160,500	425,000	38,100
700万円	291,000	426,600	717,600	408,500	376,500	785,000	67,400
1,000万円	537,000	869,400	1,406,400	654,500	868,500	1,523,000	116,600

### ケース2 夫婦子ども2人(1人特定扶養)



給与収入	18年度・分(定率減税廃止前)			19年度・分(定率減税廃止後)			負担増減額
	住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計	
300万円	12,300	0	12,300	13,000	0	13,000	700
500万円	74,300	107,100	181,400	139,500	59,500	199,000	17,600
700万円	185,300	236,700	422,000	297,500	165,500	463,000	41,000
1,000万円	426,000	619,200	1,045,200	543,500	590,500	1,134,000	88,800

### ケース3 本人65歳以上・配偶者70歳未満



年金収入	18年度・分(定率減税廃止前)			19年度・分(定率減税廃止後)			負担増減額
	住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計	
200万円	0	0	0	0	0	0	0
250万円	27,700	37,300	65,000	50,500	20,700	71,200	6,200
290万円	44,900	70,800	115,700	87,700	39,300	127,000	11,300
330万円	62,000	104,300	166,300	124,900	57,900	182,800	16,500

上記はモデルケースの計算です。実際の納税額とは異なります。

## 6 税額の変わる時期が異なります

所得の種類	住民税	所得税
給与所得	平成19年6月から	平成19年1月から
事業所得	平成19年6月から	平成20年3月の確定申告から
年金所得	平成19年6月から	平成19年2月から

住民税・所得税や所得の種類により税額の変わる時期は左表のとおりです。

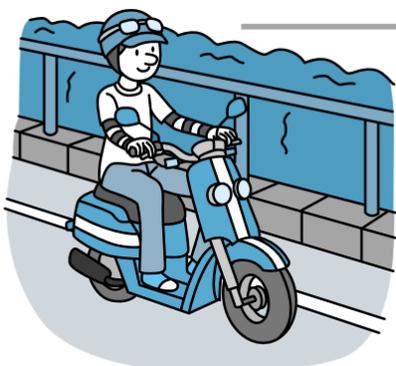
予定納税は平成19年7月から  
退職所得は平成19年1月から

## 7 平成20年度以降適用の改正は次のとおりです

**地震保険料控除の創設**  
支払われた地震保険料の2分の1相当額(限度額25,000円)を地震保険料控除として新たに所得控除します。

**所得税の住宅ローン控除に影響がある方への減額措置**  
所得税が減ることにより、住宅ローン控除額が減ってしまう方は、平成20年2月以降に税務署などへ申告することにより、20年度以降の住民税から、減った額を控除することができます。なお、対象者は18年末までに入居した方に限ります。

**平成18年末に退職後、収入がなく住民税だけを支払う場合の軽減措置**  
平成19年中に所得がないため所得税は課税されず、19年度に住民税のみ課税される方で一定の要件を満たす方は、19年中の所得が確定した後、20年7月に市に申告することにより、納付された住民税の一部が還付されます。なお、この措置は19年度の住民税に限ります。



## 車両の登録、廃車などの手続きをお忘れなく 軽自動車税

⇨市民税課税務管理係 ☎内線2355

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を

所有している人に課税されます。毎年5月に送付する納税通知書で、同月末日までに納めます。

車両を所有するとき、車両を所有しなくなったとき、引越などにより車両の保管場所が変わったときは、申告が必要になります。申告の場所と問い合わせ先は、車両の種類によって異なります。くわしくは、下表をご覧ください。

区分	1台あたりの税額	申告の場所および問い合わせ先	
原動機付自転車	0.05ℓまで	市役所2階②番窓口 (市民税課税務管理係) ☎内線2355	
	0.09ℓまで		
	0.125ℓまで		
	ミニカー		
小型特殊自動車	農耕用	各市政窓口では、廃車のみの受付となります。	
	その他		
2輪の小型自動車	4,000円	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 ☎050-5540-2033	
軽自動車	2輪	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 国立市北3-27-11 ☎042-525-4360	
	3輪		
			乗用営業用
			乗用自家用
			貨物営業用
貨物自家用			

## 原付バイク・小型特殊自動車の申告についてQA

**Q** 原付バイクの登録申告をするときに必要なものは何ですか。

**A** 登録の申告をするときは、標識交付申請書と次の書類を提出してください。その際、所有者ご本人を確認できるもの(例:運転免許証、外国人登録証)印鑑もご持参ください。なお、三鷹市に住民登録がない場合は、居所を確認できるもの(例:三鷹市の居所が記載されている公共料金の明細書)も必要になります。  
購入したとき、販売証明書  
譲り受けたとき、廃車申告受付書と譲渡証明書(前所有者の押印のあるもの)

**Q** 原付バイクの廃車申告をするときに必要なものは何ですか。

**A** 廃車の申告をするときは、廃車申告書、標識(ナンバープレート)、標識交付証明書を提出してください。その際、所有者ご本人を確認できるもの(例:運転免許証、外国人登録証)印鑑もご持参ください。

**Q** 原付バイクを譲渡(解体、廃棄処分)をしたのに、税金の通知が届きましたが、どうしてですか。

**A** 軽自動車税は、4月1日現在の所有者にその年度の税金がかかります。このため、4月1日以降に廃車申告をした場合、その年度までの軽自動車税がかかります。また、車は譲渡(廃棄)したけれど廃車申告をしていない場合は、引き続き課税されますので、ご注意ください。

**Q** 原付バイクが盗難にあいました。どうすればよいですか。

**A** 警察に盗難届を出してください。盗難に遭い、バイクが見つからない場合、市役所で廃車申告をすることができます。その際、廃車申告書に盗難届を提出した警察署の名称、届出日と盗難届の受理番号を記載する必要があります。

**Q** 原付バイクを友人に譲る場合は、どうすればよいですか。

**A** 現在の持ち主の方が、廃車申告をしてください。その後、新しい持ち主の方が、廃車申告受付書と譲渡証明書(前所有者の押印のあるもの)等を持参してお住まいの市区町村で登録の申告をしてください。

税額の試算やよりくわしいQ&Aは、三鷹市・東京都主税局などのホームページに掲載されています。

## 多くいただくご質問QA

**Q** 納税通知書を受け取った後に三鷹市から転出した場合、住民税はどうなりますか？

**A** 住民税は1月1日現在の住所地の市区町村で全額課税されます。1月2日以降転出されても三鷹市で課税された税額に変更はなく、転出先では課税されません(月割課税ではありません)。

**Q** 税率(税額)は市区町村で異なりますか？

**A** 住民税は全国すべての市区町村で同じ税率を採用していますので、課税所得金額が同じであれば税額に差はありません。

**Q** 税法上の扶養親族になれる要件は何ですか？

**A** 前年中の合計所得金額が38万円(給与収入で103万円)以下の一定の親族(年齢は問いません)です。なお、申告不要の上場株式譲渡益や分離課税の退職所得は上記所得には含まれません。

**Q** 私は会社を平成18年中に退職した後、無収入となったのに19年6月に納税通知書が送付されたのはなぜですか？

**A** 住民税は、18年(前年)1月~12月中の収入にもとづき翌年に19年度として課税しますので、19年に無収入でも課税され、個人が納付(普通徴収)していただくため、6月に納税通知書を送付しました。在職時に給与から差し引かれていた(特別徴収)住民税は、17年中の収入にもとづく18年度の住民税です。なお、退職時に18年度の特別徴収の未納分がある場合は、普通徴収に切り替えて納税通知書を個人へ送付することになります。